

資源管理協定の中間時検証について

Ver.2025090

作成年月日： 令和7年2月13日

作成者： 松本聰司

<基本情報>

協定の情報	協定の名称	資源管理基本方針の別紙2（特定水産資源）及び別紙3（特定水産資源以外の水産資源）に関する遠洋まぐろはえ縄漁業の資源管理協定	
	対象の水域	遠洋まぐろはえ縄漁業の許可に係る操業区域	
	対象の資源	ひんが（南大西洋海域）（資源管理基本方針別紙2-24）、めかじき（南大西洋海域）（資源管理基本方針別紙2-25）、めかじき（北大西洋海域）（資源管理基本方針別紙2-26）、めかじき（南西太平洋海域）（資源管理基本方針別紙2-27）、めばち（大西洋条約海域）（資源管理基本方針別紙2-28）、めばち（東部太平洋条約海域）（資源管理基本方針別紙2-29）、めばち（インド洋協定海域）（資源管理基本方針別紙2-41）、よしきりざめ（北大西洋条約海域）（資源管理基本方針別紙2-30）、きはだ（インド洋協定海域）（資源管理基本方針別紙2-35）、あおざめ（南大西洋条約海域）（資源管理基本方針別紙2-38）、にくろかじき（大西洋条約海域）（資源管理基本方針別紙2-22）、にしまかじき及びふうらいかじき（大西洋条約海域）（資源管理基本方針別紙2-23）、太平洋くろまぐろ（大型魚）（資源管理基本方針別紙2-2）	
	対象の漁業	遠洋まぐろはえ縄漁業	
	協定の有効期間	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで	
検証の日程等	中間時検証（有効期間の2分の1）	終了時検証	備考
	令和6年度	令和8年度（予定）	

<取組の概要と評価（対象の資源ごとに作成）>

対象の資源名	めばち（大西洋条約海域）（資源管理基本方針別紙2-28）							
対象資源の総漁獲量に対する 協定参加者の漁獲量の割合（令和4年度）	大西洋条約海域における令和4年（2022年）の総漁獲量（全世界）は6.3万トンに対し、協定参加者の漁獲量は1.2万トンであり、約20%を占める。 出展：令和5年度国際漁業資源の現況							
資源管理の 目標と取組 内容	資源管理の目標	大西洋まぐろ類保存国際委員会での合意等に従い、最大持続生産量を達成するために必要な資源水準を維持できる値以上の値とする。						
	取組内容	大西洋条約海域の漁獲可能量を超えないように漁獲量の管理を行うため、次のこと取り組む ・漁獲量の合計が80%に達した場合、漁獲日の翌日に漁獲量を報告する。 ・漁獲量の合計が80～85%に達した場合、残りの漁獲枠を該当海域で操業する漁船に個別配分することを基本とする。 ・各船は、漁獲量が個別配分に収まるよう操業し、超過するおそれがある場合は、漁場移動又は生存放流等を実施。						
履行の状況	単位	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	備考	
○:全参加者履行 ×:上記以外	履行状況	-	○	○	取組中			
	参加隻数	隻	163	163	164			
	取組内容	トン	14,825	14,459	14,451			
	取組実績	トン	12,372	13,342	取組中			
資源状況	最大持続生産量（MSY）は 12.1（90%信頼区間：9.0～26.7）万トンと推定され、2018 年の時点で、資源量は MSY レベルより大きく（B2018/BMSY = 1.17 (0.75～1.62)）、漁獲圧はほぼ MSY レベルにあり（F2018 / FMSY = 0.96 (0.56～1.50)）、本資源は乱獲状態ではなく、本資源への漁獲圧は適正なレベルであるとされた。将来予測（3 モデル統合）では、将来的な漁獲量を 13 万トン（現状の漁獲量）と仮定した場合、2033 年（15 年後）に資源状態が神戸プロットのグリーンゾーンに位置する確率は38%、11 万トン（総漁獲可能量（TAC））と仮定した場合、同確率は86%と推定された。 出展：令和5年度国際漁業資源の現況							
取組の評価	取組の効果があり継続する • 効果はあったが改良が必要である • 効果は認められず改良が必要である • 想定外の外部要因により効果は判定できない (外部要因を考慮した取組の改良が必要)							
評価内容	令和4～5年までの取組において、漁獲可能量の超過の発生は無く、全船適正に履行している。 漁獲量の合計が80%に達したが、具体的措置が十分に機能しており、現在の取組を継続する。							
取組の 改良点等								

対象の資源名	びんなが（南大西洋海域）（資源管理基本方針別紙2-24）													
対象資源の総漁獲量に対する 協定参加者の漁獲量の割合（令和4年度）	南大西洋海域における令和4年（2022年）の総漁獲量は2.4万トンに対し、協定参加者の漁獲量は1,726トンであり、約7%を占める。 出展：令和5年度国際漁業資源の現況													
資源管理の 目標と取組 内容	資源管理の目標	大西洋まぐろ類保存国際委員会での合意等に従い、最大持続生産量を達成するために必要な資源水準を維持できる値以上の値とする。												
	取組内容	南大西洋海域の漁獲可能量を超えないように漁獲量の管理を行うため、次のことに取り組む ・漁獲量の合計が80%に達した場合、漁獲日の翌日に漁獲量を報告する。 ・漁獲量の合計が80～85%に達した場合、残りの漁獲枠を該当海域で操業する漁船に個別配分することを基本とする。 ・各船は、漁獲量が個別配分に収まるよう操業し、超過するおそれがある場合は、漁場移動又は生存放流等を実施。												
	その他の管理措置													
履行の状況 ○:全参加者履行 ×:上記以外		単位	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	備考						
	履行状況	-	○	○	取組中									
	参加隻数	隻	163	163	164									
資源状況	取組内容	トン	1,643	2,125	1,872									
	取組実績	トン	1,726	1,865	取組中									
		最大持続生産量（MSY）推定値の中央値は27,264トン（95%信頼区間：23,734～31,567トン）、相対資源量（B2018 / BMSY）推定値の中央値は1.58（95%信頼区間：1.14～2.05）、相対漁獲係数F2018/ FMSY推定値の中央値は0.40（95%信頼区間：0.28～0.59）と推定され、現在の資源状態は「過剰漁獲でありかつ乱獲状態である確率」はわずかに0.6%であることが示された。資源評価モデルで推定された資源量は2004年以降に堅実な増加傾向あり、2018年の資源量は過去の平均水準ならびに初期資源量の59%まで回復していた。将来予測では、2033年までMSYレベルの2.7万トンで漁獲した場合、B>BMSY、F<FMSY（即ち、神戸プロットの緑の領域になる）を維持する確率は90%と推定された。 出展：令和5年度国際漁業資源の現況												
取組の評価	取組の効果があり継続する ・ 効果はあったが改良が必要である ・ 効果は認められず改良が必要である ・ 想定外の外部要因により効果は判定できない (外部要因を考慮した取組の改良が必要)													
評価内容	「びんなが（南大西洋海域）」資源については、令和4年度に、資源管理協定に基づく管理による漁獲停止後に、一部漁船による漁獲量の報告ミスが明らかとなり、改めて、漁獲量の集計を行ったところ、取組実績（漁獲量）が取組内容を超過する結果となった。 本件漁獲量の超過は、その原因が当該漁船による全くの誤認・失念に起因し、故意・意図的なものではないことから、中央団体から、改めて、当該漁船の所有者を含む漁業者に対して、同様の事例が再発することがないよう注意・指導を行い、その結果として、令和5年度については、同様の報告ミスは発生せず、また、取組実績も取組内容の範囲内となったことから、令和4年度については、取組実績が取組内容を超過したものの、資源管理協定に基づく漁獲管理は、充分にその機能を果たしていたものと評価した。													
取組の改良点等														

対象の資源名	めかじき（南大西洋海域）（資源管理基本方針別紙2-25）													
対象資源の総漁獲量に対する 協定参加者の漁獲量の割合（令和4年度）	対象資源の令和4年度総漁獲量8,743トンに対し、協定参加者による漁獲量は344.4トンであり、約4%を占める。 出展：令和5年度国際漁業資源の現況													
資源管理の 目標と取組 内容	資源管理の目標	大西洋まぐろ類保存国際委員会での合意等に従い、最大持続生産量を達成するために必要な資源水準を維持できる値以上の値とする。												
	取組内容	南大西洋海域の漁獲可能量を超えないように漁獲量の管理を行うため、次のことに取り組む ・漁獲量の合計が80%に達した場合、漁獲日の翌日に漁獲量を報告する。 ・漁獲量の合計が80～85%に達した場合、残りの漁獲枠を該当海域で操業する漁船に個別配分することを基本とする。 ・各船は、漁獲量が個別配分に収まるよう操業し、超過するおそれがある場合は、漁場移動又は生存放流等を実施。												
	その他の管理措置													
履行の状況 ○:全参加者履行 ×:上記以外		単位	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	備考						
	履行状況	-	○	○	取組中									
	参加隻数	隻	163	163	164									
資源状況	取組内容	トン	1,449	1,449	1,449									
	取組実績	トン	506	344	取組中									
		BMSYの中央値は74,641トンであり、FMSYの中央値は0.154であった。現在の資源量は、BMSYに比べて、0.77であり、漁獲係数は、FMSYに比べて、1.03であった。つまり、2020年の資源は乱獲状態となり、過剰漁獲状態が発生していることが示された。JABBAの予測では、TACを近年の14,000トンで維持した場合、2033年までに本資源が持続的に利用される確率は3%であることが示されている。2021年の漁獲量は9,454トンと報告されており、10,000トン未満の漁獲量であれば、持続的な利用の可能性が高まる。 出展：令和5年度国際漁業資源の現況												
取組の評価	取組の効果があり継続する ・ 効果はあったが改良が必要である ・ 効果は認められず改良が必要である ・ 想定外の外部要因により効果は判定できない (外部要因を考慮した取組の改良が必要)													
評価内容	令和4～5年までの取組において、漁獲可能量の超過の発生は無く、全船適正に履行している。 漁獲量の合計が80%に達しておらず、具体的措置の発動は発生しなかつたが、漁獲量が漁獲可能量の80%に到達する場合に備え、現在の取組を継続する。													
取組の改良点等														

対象の資源名	めかじき（北大西洋海域）（資源管理基本方針別紙2-26）												
対象資源の総漁獲量に対する 協定参加者の漁獲量の割合（令和4年度）	対象資源の令和4年度総漁獲量1.0万トンに対し、協定参加者による漁獲量は495.0トンであり、約5%を占める。 出展：令和5年度国際漁業資源の現況												
資源管理の 目標と取組 内容	資源管理の目標	大西洋まぐろ類保存国際委員会での合意等に従い、最大持続生産量を達成するために必要な資源水準を維持できる値以上の値とする。											
	取組内容	北大西洋海域の漁獲可能量を超えないように漁獲量の管理を行うため、次のこと取り組む ・漁獲量の合計が80%に達した場合、漁獲日の翌日に漁獲量を報告する。 ・漁獲量の合計が80～85%に達した場合、残りの漁獲枠を該当海域で操業する漁船に個別配分することを基本とする。 ・各船は、漁獲量が個別配分に収まるよう操業し、超過するおそれがある場合は、漁場移動又は生存放流等を実施。											
	その他の管理措置												
履行の状況 ○:全参加者履行 ×:上記以外		単位	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	備考					
	履行状況	-	○	○	取組中								
	参加隻数	隻	163	163	164								
	取組内容	トン	625	2,216	628								
	取組実績	トン	456	495	取組中								
資源状況	最大持続生産量（MSY）を実現する資源量（BMSY）の中央値は92,173トン、MSYを実現する漁獲係数（FMSY）の中央値は0.39であった。現在の資源量は、BMSYに比べて0.91であり、現在の漁獲係数は、FMSYに比べて0.9程度である。つまり、本資源は乱獲状態となっているが、過剰漁獲状態が発生していない。SS3で計算した結果は、SSBMSYとFMSYの値は、それぞれ23,666トンと0.16となった。最近年の資源量は、BMSYに比べて1.11であり、漁獲係数は、FMSYに比べて0.78と推定された。SS3の結果はJABBAの結果よりもやや楽観的であり乱獲状態ではなく、過剰漁獲行為も行われていなかった。SS3とJABBAを統合した2020年の資源状態（中央値）を示すために、推定の不確実性を考慮して、SS3に対してMVLN(A multivariate lognormal Monte-Carlo approach)・JABBAに対してMCMC(Markov chain Monte Carlo approach)が適用された。各15000個の推定値を合計した30,000個の結果から、現在のB/BMSYの中央値は1.08、F/FMSYの中央値0.80であることが示された。その結果、本資源は乱獲状態でもなく、過剰漁獲状態でもないと判断される。SS3とJABBAを合わせた予測では、総許容漁獲量（TAC）を近年の13,200トンで維持した場合、2033年に北大西洋のメカジキ資源が持続的に利用される確率は60%であることが示されている。 出展：令和5年度国際漁業資源の現況												
取組の評価	取組の効果があり継続する		・効果はあったが改良が必要である ・効果は認められず改良が必要である ・想定外の外部要因により効果は判定できない (外部要因を考慮した取組の改良が必要)										
評価内容	令和4～5年までの取組において、漁獲可能量の超過の発生は無く、全船適正に履行している。 漁獲量の合計が80%に達しておらず、具体的措置の発動は発生しなかったが、漁獲量が漁獲可能量の80%に到達する場合に備え、現在の取組を継続する。												
取組の 改良点等													
対象の資源名	めかじき（南西太平洋海域）（資源管理基本方針別紙2-27）												
対象資源の総漁獲量に対する 協定参加者の漁獲量の割合（令和4年度）	対象資源の令和4年度総漁獲量6,660トン（北大西洋）に対し、協定参加者による漁獲量は173.9トンであり、約3%を占める。 出展：令和5年度国際漁業資源の現況												
資源管理の 目標と取組 内容	資源管理の目標	大西洋まぐろ類保存国際委員会での合意等に従い、最大持続生産量を達成するために必要な資源水準を維持できる値以上の値とする。											
	取組内容	南西太平洋海域の漁獲可能量を超えないように漁獲量の管理を行うため、次のこと取り組む ・漁獲量の合計が80%に達した場合、漁獲日の翌日に漁獲量を報告する。 ・漁獲量の合計が80～85%に達した場合、残りの漁獲枠を該当海域で操業する漁船に個別配分することを基本とする。 ・各船は、漁獲量が個別配分に収まるよう操業し、超過するおそれがある場合は、漁場移動又は生存放流等を実施。											
	その他の管理措置												
履行の状況 ○:全参加者履行 ×:上記以外		単位	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	備考					
	履行状況	-	○	○	取組中								
	参加隻数	隻	163	163	164								
	取組内容	トン	588	588	588								
	取組実績	トン	174	91	取組中								
資源状況	資源状態は乱獲状態でもなく（SB2021 / SBMSY = 1.39）、過剰漁獲状態でもなかった（F2021 / FMSY = 0.60）。2021年の漁獲量（23,237トン）はMSY（29,856トン）を下回った。 出展：令和5年度国際漁業資源の現況												
取組の評価	取組の効果があり継続する		・効果はあったが改良が必要である ・効果は認められず改良が必要である ・想定外の外部要因により効果は判定できない (外部要因を考慮した取組の改良が必要)										
評価内容	令和4～5年までの取組において、漁獲可能量の超過の発生は無く、全船適正に履行している。 漁獲量の合計が80%に達しておらず、具体的措置の発動は発生しなかったが、漁獲量が漁獲可能量の80%に到達する場合に備え、現在の取組を継続する。												
取組の 改良点等													

対象の資源名	めばち（東部太平洋条約海域）（資源管理基本方針別紙2-29）							
対象資源の総漁獲量に対する 協定参加者の漁獲量の割合（令和4年度）	対象資源の令和4年度総漁獲量6.7万トンに対し、協定参加者による漁獲量は2,967.5トンであり、約4%を占める。 出展：令和5年度国際漁業資源の現況							
資源管理の 目標と取組 内容	資源管理の目標	全米熱帯まぐろ類委員会での合意等に従い、最大持続生産量を達成するために必要な資源水準を維持できる値以上の値とする。						
	取組内容	東部太平洋海域の漁獲可能量を超えないように漁獲量の管理を行うため、次のこと取り組む ・漁獲量の合計が80%に達した場合、漁獲日の翌日に漁獲量を報告する。 ・漁獲量の合計が80～85%に達した場合、残りの漁獲枠を該当海域で操業する漁船に個別配分することを基本とする。 ・各船は、漁獲量が個別配分に収まるよう操業し、超過するおそれがある場合は、漁場移動又は生存放流等を実施。						
	その他の管理措置							
履行の状況 ○:全参加者履行 ×:上記以外		単位	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	備考
	履行状況	-	○	○	取組中			
	参加隻数	隻	163	163	164			
	取組内容	トン	14,825	14,459	14,451			
	取組実績	トン	2,968	2302	取組中			
資源状況	最大持続生産量（MSY）は10.6万～24.3万トンと推定され、全てのモデルで、2019年の漁獲量より大きかった。漁獲の強さ（F2017-2019 / FMSY）の重み付き平均は1.07であり、暫定目標管理基準値を上回る確率（P(F>FMSY)）は50%、暫定限界管理基準値を下回る確率（P(F>Flimit)）は5%であった。産卵資源量レベル（S2020 / SMSY）の重み付き平均は1.09であり、暫定目標管理基準値を下回る確率（P(S<SMSY)）は53%、暫定限界管理基準値を下回る確率（P(S<Slimit)）は6%であった。平均的には、資源量も漁獲の強さも適切なレベル（暫定目標管理基準値）近辺となるものの、悲観的なケースと楽観的なケースに大きく分かれている。 資源水準と資源動向について、44個の資源評価モデルの結果に基づいて、1979年もしくは2000年以降2019年までの産卵資源量の平均値と標準偏差をモデルごとに集計し、中位の産卵資源量を平均±1標準偏差の範囲、それより大きい場合、小さい場合をそれぞれ高位、低位と定義した。44モデルの内、最近5か年の産卵資源量を中位と推定したのが56%（25モデル）、低位と推定したのが44%（19モデル）であった。このため、産卵資源量レベルは中位から低位であり、最近5年については、低位となるモデルが増加する傾向もみられるが、資源動向は横ばいと考えられた。 出展：令和5年度国際漁業資源の現況							
取組の評価	取組の効果があり継続する ・ 効果はあったが改良が必要である ・ 効果は認められず改良が必要である ・ 想定外の外部要因により効果は判定できない (外部要因を考慮した取組の改良が必要)							
評価内容	令和4～5年までの取組において、漁獲可能量の超過の発生は無く、全船適正に履行している。 漁獲量の合計が80%に達しておらず、具体的措置の発動は発生しなかつたが、漁獲量が漁獲可能量の80%に到達する場合に備え、現在の取組を継続する。							
取組の 改良点等								
対象の資源名	よしきりざめ（北大西洋海域）（資源管理基本方針別紙2-30）							
対象資源の総漁獲量に対する 協定参加者の漁獲量の割合（令和4年度）	対象資源の令和4年度総漁獲量2.2万トンに対し、協定参加者による漁獲量は2,049.3トンであり、約9%を占める。 出展：令和5年度国際漁業資源の現況							
資源管理の 目標と取組 内容	資源管理の目標	大西洋まぐろ類保存国際委員会での合意等に従い、最大持続生産量を達成するために必要な資源水準を維持できる値以上の値とする。						
	取組内容	北大西洋海域の漁獲可能量を超えないように漁獲量の管理を行うため、次のこと取り組む ・漁獲量の合計が80%に達した場合、漁獲日の翌日に漁獲量を報告する。 ・漁獲量の合計が80～85%に達した場合、残りの漁獲枠を該当海域で操業する漁船に個別配分することを基本とする。 ・各船は、漁獲量が個別配分に収まるよう操業し、超過するおそれがある場合は、漁場移動又は生存放流等を実施。						
	その他の管理措置							
履行の状況 ○:全参加者履行 ×:上記以外		単位	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	備考
	履行状況	-	○	○	取組中			
	参加隻数	隻	163	163	164			
	取組内容	トン	3,805	3,743	2,819			
	取組実績	トン	2,049	1,963	取組中			
資源状況	資源量は最大持続生産量（MSY=32,689トン：95%信頼区間は30,403～36,465トン）水準（B2021 / BMSY=1.00：95%信頼区間は0.75～1.30）にあり、漁獲は過剰漁獲状態ではない（F2021 / FMSY=0.70：95%信頼区間は0.50～0.93）と評価された。 出展：令和5年度国際漁業資源の現況							
取組の評価	取組の効果があり継続する ・ 効果はあったが改良が必要である ・ 効果は認められず改良が必要である ・ 想定外の外部要因により効果は判定できない (外部要因を考慮した取組の改良が必要)							
評価内容	令和4～5年までの取組において、漁獲可能量の超過の発生は無く、全船適正に履行している。 漁獲量の合計が80%に達しておらず、具体的措置の発動は発生しなかつたが、漁獲量が漁獲可能量の80%に到達する場合に備え、現在の取組を継続する。							
取組の 改良点等								

対象の資源名	あおざめ（南大西洋条約海域）（資源管理基本方針別紙2-38）							
対象資源の総漁獲量に対する 協定参加者の漁獲量の割合（令和4年度）	対象資源の令和4年度総漁獲量2,465トンに対し、協定参加者による漁獲量は0.0トンである。 出展：令和5年度国際漁業資源の現況							
資源管理の 目標と取組 内容	資源管理の目標	全米熱帯まぐろ類委員会での合意等に従い、最大持続生産量を達成するために必要な資源水準を維持できる値以上の値とする。						
	取組内容	北大西洋海域の漁獲可能量を超えないように漁獲量の管理を行うため、次のこと取り組む ・漁獲量の合計が80%に達した場合、漁獲日の翌日に漁獲量を報告する。 ・漁獲量の合計が80～85%に達した場合、残りの漁獲枠を該当海域で操業する漁船に個別配分することを基本とする。 ・各船は、漁獲量が個別配分に収まるよう操業し、超過するおそれがある場合は、漁場移動又は生存放流等を実施。						
	その他の管理措置							
履行の状況 ○:全参加者履行 ×:上記以外	単位	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	備考	
	履行状況	-	○	○	取組中			
	参加隻数	隻	163	163	164			
	取組内容	トン	-	62	62			
	取組実績	トン	-	0	取組中			
資源状況	乱獲状態の可能性があり（B2015 / BMSY = 0.65～1.75）、過剰漁獲行為が行われている可能性がある（F2015 / FMSY = 0.86～3.67）とされたが、評価結果は不確実性が高く、信頼性が低いとされた（正確な資源動向は不明）。 出展：令和5年度国際漁業資源の現況							
取組の評価	取組の効果があり継続する ・ 効果はあったが改良が必要である ・ 効果は認められず改良が必要である ・ 想定外の外部要因により効果は判定できない (外部要因を考慮した取組の改良が必要)							
評価内容	令和4～5年までの取組において、漁獲可能量の超過の発生は無く、全船適正に履行している。 漁獲量の合計が80%に達しておらず、具体的措置の発動は発生しなかったが、漁獲量が漁獲可能量の80%に到達する場合に備え、現在の取組を継続する。							
取組の 改良点等								

対象の資源名	きはだ（インド洋協定海域）（資源管理基本方針別紙2-35）							
対象資源の総漁獲量に対する 協定参加者の漁獲量の割合（令和4年度）	対象資源の令和4年度総漁獲量42万トンに対し、協定参加者による漁獲量は2,417.5トンであり、1%未満である。 出展：令和5年度国際漁業資源の現況							
資源管理の 目標と取組 内容	資源管理の目標	インド洋まぐろ類委員会での合意等に従い、親魚資源量及び漁獲圧力を最大持続生産量を達成するために必要な水準に維持することとする。						
	取組内容	インド洋協定海域の漁獲可能量を超えないように漁獲量の管理を行うため、次のこと取り組む ・他漁業種類団体との調整を踏まえ、協定参加者間の合意に基づき、当該協定参加者の漁獲上限を定め、遵守する。 ・漁獲量の合計が80～85%に達した場合、残りの漁獲枠を該当海域で操業する漁船に個別配分することを基本とする。 ・漁獲量の合計が80%に達した場合、漁獲日の翌日に漁獲量を報告する。 ・各船は、漁獲量が個別配分に収まるよう操業し、超過するおそれがある場合は、漁場移動又は生存放流等を実施。						
	その他の管理措置							
履行の状況 ○:全参加者履行 ×:上記以外	単位	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	備考	
	履行状況	-	○	○	取組中			
	参加隻数	隻	163	163	164			
	取組内容	トン	4,002	4,002	4,002			
	取組実績	トン	2,418	1,894	取組中			
資源状況	最大持続生産量（MSY）は35万トン（80%信頼区間：29万～41万トン、前回40万トン）、MSYを実現する漁獲死亡係数（F）に対する現状の漁獲死亡係数の比率F2020/FMSYは1.32、MSYを実現する産卵親魚量（SSB）に対する現状のSSBの比率SSB2020/SSBMSYは0.87と推定された。そのため、現状の資源（2020年）は乱獲及び過剰漁獲にある。過剰漁獲の原因は、海賊活動がほぼなくなりて漁獲量が急増したためである。リスク解析（Kobe II strategic matrix）に基づき、2020年の漁獲量が継続した場合、10年後にSSB < SSBMSY（乱獲状態）、F > FMSY（過剰漁獲）になる確率はそれぞれ93%及び84%と予測され安全でない状況にある。 出展：令和5年度国際漁業資源の現況							
取組の評価	取組の効果があり継続する ・ 効果はあったが改良が必要である ・ 効果は認められず改良が必要である ・ 想定外の外部要因により効果は判定できない (外部要因を考慮した取組の改良が必要)							
評価内容	令和4～5年までの取組において、漁獲可能量の超過の発生は無く、全船適正に履行している。 漁獲量の合計が80%に達しておらず、具体的措置の発動は発生しなかったが、漁獲量が漁獲可能量の80%に到達する場合に備え、現在の取組を継続する。							
取組の 改良点等								

対象の資源名	にしまかじき、及びふうらいかじき（大西洋条約海域）（資源管理基本方針別紙2-23）								
対象資源の総漁獲量に対する 協定参加者の漁獲量の割合（令和4年度）	対象資源の令和4年度総漁獲量148トンに対し、協定参加者による漁獲量は10.4トンであり、約7%を占める。 出展：令和5年度国際漁業資源の現況								
資源管理の 目標と取組 内容	資源管理の目標	全米熱帯まぐろ類委員会での合意等に従い、最大持続生産量を達成するために必要な資源水準を維持できる値以上の値とする。							
	取組内容	大西洋条約海域の漁獲可能量を超えないように漁獲量の管理を行うため、次のこと取り組む ・漁獲量の合計が80～85 %に達した場合、漁場移動又は生存放流を実施。							
	その他の管理措置								
履行の状況 ○:全参加者履行 ×:上記以外		単位	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	備考	
	履行状況	-	○	○	取組中				
	参加隻数	隻	163	163	164				
	取組内容	トン	35	35	35				
	取組実績	トン	10	7	取組中				
資源状況	乱獲状態の可能性があり（B2015 / BMSY = 0.65～1.75）、過剰漁獲行為が行われている可能性がある（F2015 / FMSY = 0.86～3.67）とされたが、評価結果は不確実性が高く、信頼性が低いとされた（正確な資源動向は不明）。 出展：令和5年度国際漁業資源の現況								
取組の評価	取組の効果があり継続する ・ 効果はあったが改良が必要である ・ 効果は認められず改良が必要である ・ 想定外の外部要因により効果は判定できない (外部要因を考慮した取組の改良が必要)								
評価内容	令和4～5年までの取組において、漁獲可能量の超過の発生は無く、全船適正に履行している。 漁獲量の合計が80%に達しておらず、具体的措置の発動は発生しなかつたが、漁獲量が漁獲可能量の80%に到達する場合に備え、現在の取組を継続する。								
取組の改良点等									

対象の資源名	にしきかじき（大西洋条約海域）（資源管理基本方針別紙2-22）								
対象資源の総漁獲量に対する 協定参加者の漁獲量の割合（令和4年度）	対象資源の令和4年度総漁獲量1,680トンに対し、協定参加者による漁獲量は373.5トンであり、約22%を占める。 出展：令和5年度国際漁業資源の現況								
資源管理の 目標と取組 内容	資源管理の目標	大西洋まぐろ類保存国際委員会での合意等に従い、最大持続生産量を達成するために必要な資源水準を維持できる値以上の値とする。							
	取組内容	大西洋条約海域の漁獲可能量を超えないように漁獲量の管理を行うため、次のこと取り組む ・漁獲量の合計が80～85 %に達した場合、漁場移動又は生存放流を実施。							
	その他の管理措置								
履行の状況 ○:全参加者履行 ×:上記以外		単位	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	備考	
	履行状況	-	○	○	取組中				
	参加隻数	隻	163	163	164				
	取組内容	トン	328	328	285				
	取組実績	トン	374	304	取組中				
資源状況	資源量は乱獲状態（B2016/BMSY = 0.69）であり、過剰漁獲状態（F2016/FMSY = 1.03）であることが示された。また、SCRS は、JABBA と SS3 の結果をもとに将来予測を行い、2028 年に 50%以上の確率で最大持続生産量（MSY）の資源水準に到達させる TAC（1,750 トン）を算出した。これらの結果を受け、SCRS は、2011 年の資源評価結果で決定した 2,000トンの TAC を上回る漁獲が続いたため、資源量は回復しなかったと結論づけた。なお、SCRS は、この結果に対し、本資源の漁獲量と生産性について不確実性があることを資源評価報告書に明記している。 出展：令和5年度国際漁業資源の現況								
取組の評価	取組の効果があり継続する ・ 効果はあったが改良が必要である ・ 効果は認められず改良が必要である ・ 想定外の外部要因により効果は判定できない (外部要因を考慮した取組の改良が必要)								
評価内容	「にしきかじき（大西洋条約海域）」資源については、令和4年度に、資源管理協定に基づく管理による漁獲停止後に、一部漁船による漁獲量の報告ミスが明らかとなり、改めて、漁獲量の集計を行ったところ、取組実績（漁獲量）が取組内容を超過する結果となった。 本件漁獲量の超過は、その原因が当該漁船による全くの誤認・失念に起因し、故意・意図的なものではないことから、中央団体から、改めて、当該漁船の所有者を含む漁業者に対して、同様の事例が再発することがないよう注意・指導を行い、その結果として、令和5年度については、同様の報告ミスは発生せず、また、取組実績も取組内容の範囲内となつたことから、令和4年度については、取組実績が取組内容を超過したものの、資源管理協定に基づく漁獲管理は、充分にその機能を果たしたものと評価した。								
取組の改良点等									

対象の資源名	太平洋くろまぐろ（大型魚）（資源管理基本方針別紙2-2）							
対象資源の総漁獲量に対する 協定参加者の漁獲量の割合（令和4年度）	対象資源の令和4年度総漁獲量1.7万トンに対し、協定参加者による漁獲量は10.9トンであり、1%未満である。 出展：令和5年度国際漁業資源の現況							
資源管理の 目標と取組 内容	資源管理の目標	中西部太平洋まぐろ類委員会での合意に従い、以下のとおりとする。 1 暫定回復目標 歴史的中間値（昭和27年（1952年）から平成26年（2014年）までの親魚資源量の中間値をいう。） 2 次期回復目標 若齢魚の資源への加入水準が平均的であり、かつ、漁獲がないと仮定した場合の親魚資源量の20パーセント						
	取組内容	太平洋海域の漁獲可能量を超えないように漁獲量の管理を行うため、次のことに取り組む ・ニュージーランドの北の海域において操業する船については、大臣漁獲可能量の3割を隻数で除した数をそれぞれの漁獲上限とし、漁獲上限に達した以降は生存放流を実施。 ・上記以外の海域において操業する船については、大臣漁獲可能量の7割に達した時点で、生存放流を実施。 ・原魚重量が60kgを超えるマグロについては、必ず船上にて魚種確認をし、水揚げの際に新たに「クロマグロ」と判明した際には水揚げしない。						
	その他の管理措置							
履行の状況 ○:全参加者履行 ×:上記以外	単位	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	備考	
	履行状況	-	○	○	取組中			
	参加隻数	隻	163	163	164			
	取組内容	トン	10.0トン	9.1トン	8.6トン			
資源状況	取組実績	トン	10.9トン	10.5トン	取組中			
	親魚資源量は、1960年前後、1990年代中頃をピークとする変動傾向を示している。近年の親魚資源量は、1995年の6.2万トンから2010年の1.0万トンまで徐々に減少した後、順調に回復していることを示した。最近年（2020年）の親魚資源量は約6.5万トンであり、これは平衡状態における初期資源量（SSB0）の10.2%に相当する。加入量は親魚資源量とは明確な相関を示さず、年変動し、2014、2015年の加入量は過去最低レベルであったが、2016年は過去の平均を上回る加入が推定された。なお、ISCは2017年以降の加入量推定値は不確実性が大きいとしている。これらの資源評価結果をもとに、ISCは本種の資源状態について、1) 最近年（2020年）の親魚資源量は一般的に用いられている管理基準値と比較すると「減り過ぎ」の状態であるが、2) 近年（2018～2020年）の漁獲圧力は、F30.7%SPRと推定されており、一般的に用いられている管理基準よりも低く、「獲り過ぎ」の状態からは脱却しているとした。							
	出展：令和5年度国際漁業資源の現況							
取組の評価	取組の効果があり継続する		・ 効果はあったが改良が必要である ・ 効果は認められず改良が必要である ・ 想定外の外部要因により効果は判定できない (外部要因を考慮した取組の改良が必要)					
評価内容	一部漁船において、太平洋クロマグロとミナミマグロとの識別ミスが水揚時に発覚する事例があったが、船主への事情聴取の結果から、同識別ミスの対象が少量であること、原因が完全な識別ミスであり、決して漁業者の悪意に基づくものではないことが判明したことから、当業界として、本件問題を重大問題とは評価していない。 なお、資源管理計画から資源管理協定へ移行した令和4年4月1日以降、南半球の海域において、太平洋クロマグロが比較的、混獲され易い海域があることが判明したこと、また、上記記載の識別ミスの発生も考慮し、令和6年1月1日付で資源管理協定を改定し、上段の「取組内容」に記載した内容を、新たに取り組みして定めた。 上記の識別ミス以外は、概ね、適正に資源管理協定による定めが機能していたと評価している。							
	取組の改良点等	上記の令和6年1月1日付の太平洋クロマグロの「具体的な取り組み」改訂以降、2隻の漁船において新たに識別ミス（9尾／合計製品重量1トン）の識別ミスが判明したことから、改めて、令和6年10月30日付で、中央団体から漁業者に対して資源管理協定に定める「具体的な取り組み」に従い、原魚重量60kgを超えるマグロについては、必ず船上にて魚種確認を行いうよう、改めて、注意喚起している。 なお、魚種の識別ミスの再発防止の観点から、資源管理協定に記載される「具体的な取り組み」として記載されている内容について、繰り返しの、周知が必要だと認識している。						
対象の資源名	めばち（インド洋協定海域）（資源管理基本方針別紙2-41）							
対象資源の総漁獲量に対する 協定参加者の漁獲量の割合（令和4年度）	対象資源の令和4年度総漁獲量10.2万トンに対し、協定参加者による漁獲量は3,229.6トンであり、約3%を占める。 出展：令和5年度国際漁業資源の現況							
資源管理の 目標と取組 内容	資源管理の目標	インド洋まぐろ類委員会での合意等に従い、親魚資源量及び漁獲圧力を最大持続生産量を達成するために必要な水準に維持することとする。						
	取組内容	インド洋協定海域の漁獲可能量を超えないように漁獲量の管理を行うため、次のことに取り組む ・漁獲量の合計が80%に達した場合、漁獲日の翌日に漁獲量を報告する。 ・漁獲量の合計が80～85%に達した場合、残りの漁獲枠を該当海域で操業する漁船に個別配分することを基本とする。 ・各船は、漁獲量が個別配分に収まるよう操業し、超過するおそれがある場合は、漁場移動又は生存放流等を実施。						
	その他の管理措置							
履行の状況 ○:全参加者履行 ×:上記以外	単位	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	備考	
	履行状況	-	○	○	取組中			
	参加隻数	隻	163	163	164			
	取組内容	トン	4,002	-	3,684			
	取組実績	トン	3,230	2,967	取組中			
資源状況	最大持続生産量（MSY）= 9.6万トン（80%信頼区間：8.3万～10.8万トン）、MSYを実現する漁獲死亡係数（F）に対する現状のFの比率 F2021 / FMSY = 1.43（1.10～1.77）及び MSYを実現する産卵親魚量（SSB）に対する現状のSSBの比率 SSB2021 / SSBMSY = 0.90（0.75～1.05）と推定された。これよりインド洋のメバチ資源は産卵親魚量が MSY レベルより低いため乱獲状態で、F が MSY レベルを上回っているため、過剰漁獲状態とされた。産卵親魚量の水準（SSB2021 / SSBMSY）が 0.90 であることから低位とし、資源動向は 1990 年代後半以降の単位努力量当たりの漁獲量（CPUE）の推移を基に減少と判断した。 出展：令和5年度国際漁業資源の現況							
取組の評価	取組の効果があり継続する		・ 効果はあったが改良が必要である ・ 効果は認められず改良が必要である ・ 想定外の外部要因により効果は判定できない (外部要因を考慮した取組の改良が必要)					
評価内容	漁獲量については、各漁船から報告を受け漁獲状況が管理され漁獲可能量を超過していないので、国際的なルールを遵守しながら漁獲を行い現在の取組を維持する。							
取組の改良点等								

対象の資源名	めばち（中西部太平洋条約海域）（資源管理基本方針別紙3-1）								
対象資源の総漁獲量に対する 協定参加者の漁獲量の割合（令和4年度）	対象資源の令和4年度総漁獲量14.7万トンに対し、協定参加者による漁獲量は1,575.7トンであり、約1%を占める。 出展：令和5年度国際漁業資源の現況								
資源管理の 目標と取組 内容	資源管理の目標	中西部太平洋まぐろ類委員会での合意等に従い、暫定的に、漁獲がないと仮定した場合に推定される親魚資源量に対する実際の親魚資源量の割合を、平成24年（2012年）から平成27年（2015年）までの期間における平均値以上に維持する。							
	取組内容	・航海日数に対する在港の休業日数の割合を4%以上とする。							
	その他の管理措置								
履行の状況 ○:全参加者履行 ×:上記以外		単位	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	備考	
	履行状況	-	○	○	取組中				
	参加隻数	隻	163	163	164				
	取組内容		4%以上	4%以上	4%以上				
	取組実績		8%以上	10%以上	取組中				
資源状況	MSY は 16.4 万トン（54 モデル計算の中央値）と推定され、2022 年の漁獲量より大きい。2018 年から2021 年の平均の産卵資源量（SB）のレベル（SB2018-2021 / SBF=0）は 0.35（80%確率範囲は 0.31～0.41）であり、限界管理基準値（Limit Reference Point ; SB / SBF=0 = 0.20）を上回っている。また、過剰漁獲の判断基準の一つである MSY を実現する漁獲死亡係数（FMSY）と比較した場合、2018 年から 2021 年の平均漁獲死亡係数のレベルは 1.0 を下回った（F2018-2021 / FMSY = 0.59）（80%確率範囲は 0.46～0.74）。これらの結果から資源は乱獲状態の可能性が低く、漁獲の強さが過剰でない可能性が高い。 出展：令和5年度国際漁業資源の現況								
取組の評価	取組の効果があり継続する ・ 効果はあったが改良が必要である ・ 効果は認められず改良が必要である ・ 想定外の外部要因により効果は判定できない (外部要因を考慮した取組の改良が必要)								
評価内容	航海日数に対する4%の休漁の取組の目的は、航海日数に対して割合で休漁日を設けることでの漁獲圧抑制である。 現時点の資源評価は、"過剰漁獲ではなく、乱獲状態でもない"ことから、現材の取組の効果は一定程度あると判断。現在の取組を継続する。								
取組の改良点等									
対象の資源名	かつお（中西部太平洋条約海域）（資源管理基本方針別紙3-3）								
対象資源の総漁獲量に対する 協定参加者の漁獲量の割合（令和4年度）	対象資源の令和4年度総漁獲量171.5万トンに対し、協定参加者による漁獲量は96.1トンであり、1%未満である。 出展：令和5年度国際漁業資源の現況								
資源管理の 目標と取組 内容	資源管理の目標	中西部太平洋まぐろ類委員会での合意等に従い、暫定的に、漁獲がないと仮定した場合の親魚資源量の近年平均値の50パーセントの値。							
	取組内容	・航海日数に対する在港の休業日数の割合を4%以上とする。							
	その他の管理措置								
履行の状況 ○:全参加者履行 ×:上記以外		単位	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	備考	
	履行状況	-	○	○	取組中				
	参加隻数	隻	163	163	164				
	取組内容		4%以上	4%以上	4%以上				
	取組実績		8%以上	10%以上	取組中				
資源状況	推定された漁獲圧は成魚、未成魚とともに増加傾向を示し、2020 年は最大に達した。最近年（2021 年）の産卵親魚量は、漁獲がなかったと仮定した産卵親魚量の約46%であった。近年（2017～2020 年）の漁獲圧は MSY レベルを下回り（Frecent / FMSY : 0.32）、かつ産卵親魚量が MSY レベル（265万トン）を上回っていることから、資源の状態は、乱獲状態でも過剰漁獲でもないと評価された。ただし、産卵親魚量が2000 年代後半から減少傾向である一方で、成魚と未成魚の漁獲圧が継続的に増加していること、さらに近年の産卵親魚量の減耗率（漁獲がなかったと仮定した産卵親魚量に対する産卵親魚量の割合）が歴史的な低水準であることが留意され、主な原因は熱帯域のまき網漁業と西部太平洋のその他の漁業による影響が大きいとした。 出展：令和5年度国際漁業資源の現況								
取組の評価	取組の効果があり継続する ・ 効果はあったが改良が必要である ・ 効果は認められず改良が必要である ・ 想定外の外部要因により効果は判定できない (外部要因を考慮した取組の改良が必要)								
評価内容	航海日数に対する4%の休漁の取組の目的は、航海日数に対して割合で休漁日を設けることでの漁獲圧抑制である。 現時点の資源評価は、"過剰漁獲ではなく、乱獲状態でもない"ことから、現材の取組の効果は一定程度あると判断。現在の取組を継続する。								
取組の改良点等									

対象の資源名	かつお（インド洋協定海域）（資源管理基本方針別紙3-4）							
対象資源の総漁獲量に対する 協定参加者の漁獲量の割合（令和4年度）	対象資源の令和4年度総漁獲量66万トンに対し、協定参加者による漁獲量は4トンであり、1%未満である。 出展：令和5年度国際漁業資源の現況							
資源管理の 目標と取組 内容	資源管理の目標	中西部太平洋まぐろ類委員会での合意等に従い、暫定的に、漁獲がないと仮定した場合の親魚資源量の近年平均値の40パーセントの値。						
	取組内容	・航海日数に対する在港の休業日数の割合を4%以上とする。						
	その他の管理措置							
履行の状況		単位	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	備考
○:全参加者履行 ×:上記以外	履行状況	-	○	○	取組中			
	参加隻数	隻	163	163	164			
	取組内容		4%以上	4%以上	4%以上			
資源状況	取組実績		8%以上	10%以上	取組中			
	推定された漁獲圧は成魚、未成魚とともに増加傾向を示し、2020年は最大に達した。最近年（2021年）の産卵親魚量は、漁獲がなかったと仮定した産卵親魚量の約46%であった。近年（2017～2020年）の漁獲圧はMSYレベルを下回り（Frecent / FMSY : 0.32）、かつ産卵親魚量がMSYレベル（265万トン）を上回っていることから、資源の状態は、乱獲状態でも過剰漁獲でもないと評価された。ただし、産卵親魚量が2000年代後半から減少傾向である一方で、成魚と未成魚の漁獲圧が継続的に増加していること、さらに近年の産卵親魚量の減耗率（漁獲がなかったと仮定した産卵親魚量に対する産卵親魚量の割合）が歴史的な低水準であることが留意され、主な原因は熱帯域のまき網漁業と西部太平洋のその他の漁業による影響が大きいとした。							
	出展：令和5年度国際漁業資源の現況							
取組の評価	取組の効果があり継続する		・ 効果はあったが改良が必要である ・ 効果は認められず改良が必要である ・ 想定外の外部要因により効果は判定できない (外部要因を考慮した取組の改良が必要)					
評価内容	航海日数に対する4%の休漁の取組の目的は、航海日数に対して割合で休漁日を設けることで漁獲圧抑制である。 現時点の資源評価は、"過剰漁獲ではなく、乱獲状態でもない"ことから、現材の取組の効果は一定程度あると判断。現在の取組を継続する。							
取組の改良点等								

対象の資源名	きはだ（中西部太平洋条約海域）（資源管理基本方針別紙3-5）							
対象資源の総漁獲量に対する 協定参加者の漁獲量の割合（令和4年度）	対象資源の令和4年度総漁獲量69.7万トンに対し、協定参加者による漁獲量は4,638.9トンであり、1%未満である。 出展：令和5年度国際漁業資源の現況							
資源管理の 目標と取組 内容	資源管理の目標	中西部太平洋まぐろ類委員会での合意等に従い、暫定的に、漁獲がないと仮定した場合に推定される親魚資源量に対する実際の親魚資源量の割合の平成24年（2012年）から平成27年（2015年）までの期間における平均値以上に維持する。						
	取組内容	・航海日数に対する在港の休業日数の割合を4%以上とする。						
	その他の管理措置							
履行の状況		単位	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	備考
○:全参加者履行 ×:上記以外	履行状況	-	○	○	取組中			
	参加隻数	隻	163	163	164			
	取組内容		4%以上	4%以上	4%以上			
資源状況	取組実績		8%以上	10%以上	取組中			
	最大持続生産量（MSY）は70万トン（54モデルの中央値）と推定され、2022年の漁獲量（69.7万トン）はほぼMSYに達している。資源状態を示す指標（SB / SBF=0）は2000年代半ばまで減少傾向を示し、近年までは概ね安定している。また、2018年から2021年の平均レベル（SB2018-2021 / SBF=0）は0.47（80%確率範囲は0.42～0.52）であり、限界管理基準値（Limit Reference Point ; SB / SBF=0 = 0.20）を上回っている。また、過剰漁獲能力の基準の一つであるMSYを実現する漁獲死亡係数（FMSY）で判断した場合、2017年から2020年の平均漁獲係数のレベルは1.0を下回った（F2017-2020 / FMSY = 0.50）（80%確率範囲は0.41～0.62）。資源は乱獲状態の可能性が低く、漁獲の強さが過剰でない可能性が高い。							
	出展：令和5年度国際漁業資源の現況							
取組の評価	取組の効果があり継続する		・ 効果はあったが改良が必要である ・ 効果は認められず改良が必要である ・ 想定外の外部要因により効果は判定できない (外部要因を考慮した取組の改良が必要)					
評価内容	航海日数に対する4%の休漁の取組の目的は、航海日数に対して割合で休漁日を設けることで漁獲圧抑制である。 現時点の資源評価は、"過剰漁獲ではなく、乱獲状態でもない"ことから、現材の取組の効果は一定程度あると判断。現在の取組を継続する。							
取組の改良点等								

対象の資源名	きはだ（大西洋条約海域）（資源管理基本方針別紙3-6）							
対象資源の総漁獲量に対する 協定参加者の漁獲量の割合（令和4年度）	対象資源の令和4年度総漁獲量14.8万トンに対し、協定参加者による漁獲量は4,271.0トンであり、約3%を占める。 出展：令和5年度国際漁業資源の現況							
資源管理の 目標と取組 内容	資源管理の目標	大西洋まぐろ類保存国際委員会での合意等に従い、資源の持続的な利用の継続を確保できる資源水準の値とする。						
	取組内容	・航海日数に対する在港の休業日数の割合を4%以上とする。						
	その他の管理措置							
○:全参加者履行 ×:上記以外	履行の状況	単位	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	備考
	履行状況	-	○	○	取組中			
	参加隻数	隻	163	163	164			
	取組内容		4%以上	4%以上	4%以上			
資源状況	取組実績		8%以上	10%以上	取組中			
	最大持続生産量（MSY）は12.1（90%信頼区間：9.0～26.7）万トンと推定され、2018年の時点で、資源量はMSYレベルより大きく（B2018/BMSY = 1.17（0.75～1.62））、漁獲圧はほぼMSYレベルにあり（F2018/FMSY = 0.96（0.56～1.50））、本資源は乱獲状態ではなく、本資源への漁獲圧は適正なレベルであるとされた。将来予測（3モデル統合）では、将来的な漁獲量を13万トン（現状の漁獲量）と仮定した場合、2033年（15年後）に資源状態が神戸プロットのグリーンゾーンに位置する確率は38%、11万トン（総漁獲可能量（TAC））と仮定した場合、同確率は86%と推定された。 出展：令和5年度国際漁業資源の現況							
	取組の評価	取組の効果があり継続する		・効果はあったが改良が必要である ・効果は認められず改良が必要である ・想定外の外部要因により効果は判定できない (外部要因を考慮した取組の改良が必要)				
評価内容	航海日数に対する4%の休漁の取組の目的は、航海日数に対して割合で休漁日を設けることでの漁獲圧抑制である。 現時点の資源評価は、"過剰漁獲ではなく、乱獲状態でもない"ことから、現材の取組の効果は一定程度あると判断。現在の取組を継続する。							
	取組の改良点等							

対象の資源名	きはだ（東部太平洋条約海域）（資源管理基本方針別紙3-7）							
対象資源の総漁獲量に対する 協定参加者の漁獲量の割合（令和4年度）	対象資源の令和4年度総漁獲量29.9万トンに対し、協定参加者による漁獲量は874.6トンであり、1%未満である。 出展：令和5年度国際漁業資源の現況							
資源管理の 目標と取組 内容	資源管理の目標	全米熱帯まぐろ類委員会での合意等に従い、最大持続生産量を達成するために必要な資源水準の値とする。						
	取組内容	・航海日数に対する在港の休業日数の割合を4%以上とする。						
	その他の管理措置							
○:全参加者履行 ×:上記以外	履行の状況	単位	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	備考
	履行状況	-	○	○	取組中			
	参加隻数	隻	163	163	164			
	取組内容		4%以上	4%以上	4%以上			
資源状況	取組実績		8%以上	10%以上	取組中			
	最大持続生産量（MSY）は23.6万～35.4万トンと推定され、48モデル中2モデルを除き、2019年の漁獲量より大きかった。漁獲の強さ（F2017-2019/FMSY）の重み付き平均は0.67であり、暫定目標管理基準値を上回る確率（P(F>FMSY)）は9%、限界管理基準値を上回る確率（P(F>Flimit)）は0%であった。産卵資源量レベル（S2020/SMSY）の重み付き平均は1.57であり、暫定目標管理基準値を下回る確率（P(S<SMSY)）は12%、暫定限界管理基準値を下回る確率（P(S<Slimit)）は0%であった。 最近5か年において、資源量レベルは低位であり、資源動向は横ばいと考えられる。 出展：令和5年度国際漁業資源の現況							
	取組の評価	取組の効果があり継続する		・効果はあったが改良が必要である ・効果は認められず改良が必要である ・想定外の外部要因により効果は判定できない (外部要因を考慮した取組の改良が必要)				
評価内容	航海日数に対する4%の休漁の取組の目的は、航海日数に対して割合で休漁日を設けることでの漁獲圧抑制である。 現時点の資源レベルは、"低位である"が、現材の取組の効果は一定程度あると判断。現在の取組を継続する。							
	取組の改良点等							

対象の資源名	ひんなが（インド洋協定海域）（資源管理基本方針別紙3-11）							
対象資源の総漁獲量に対する 協定参加者の漁獲量の割合（令和4年度）	対象資源の令和4年度総漁獲量4.7万トンに対し、協定参加者による漁獲量は1,698.3トンであり、約4%を占める。 出展：令和5年度国際漁業資源の現況							
資源管理の 目標と取組 内容	資源管理の目標	インド洋まぐろ類委員会での合意等に従い、暫定的に、最大持続生産量を達成するために必要な資源水準の値とする。						
	取組内容	・航海日数に対する在港の休業日数の割合を4%以上とする。						
	その他の管理措置							
履行の状況 ○:全参加者履行 ×:上記以外		単位	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	備考
	履行状況	-	○	○	取組中			
	参加隻数	隻	163	163	164			
	取組内容		4%以上	4%以上	4%以上			
	取組実績		8%以上	10%以上	取組中			
資源状況	最大持続生産量（MSY）は35万トン（80%信頼区間：29万～41万トン、前回40万トン）、MSYを実現する漁獲死亡係数（F）に対する現状の漁獲死亡係数の比率 F2020 / FMSYは1.32。MSYを実現する産卵親魚量（SSB）に対する現状のSSBの比率 SSB2020 / SSBMSYは0.87と推定された。そのため、現状の資源（2020年）は乱獲及び過剰漁獲にある。過剰漁獲の原因は、海賊活動がぼんやりて漁獲量が急増したためである。 リスク解析（Kobe II strategic matrix）に基づき、2020年の漁獲量が継続した場合、10年後に SSB < SSBMSY（乱獲状態）、F > FMSY（過剰漁獲）になる確率はそれぞれ93%及び84%と予測され安全でない状況にある。 出展：令和5年度国際漁業資源の現況							
取組の評価	取組の効果があり継続する ・ 効果はあったが改良が必要である ・ 効果は認められず改良が必要である ・ 想定外の外部要因により効果は判定できない (外部要因を考慮した取組の改良が必要)							
評価内容	航海日数に対する4%の休漁の取組の目的は、航海日数に対して割合で休漁日を設けることでの漁獲圧抑制である。 現時点の資源評価は、"過剰漁獲及び乱獲状態である"とされているが、現材の取組の効果は一定程度あると判断。現在の取組を継続する。							
取組の 改良点等								

対象の資源名	ひんなが（北西太平洋海域）（資源管理基本方針別紙3-12）							
対象資源の総漁獲量に対する 協定参加者の漁獲量の割合（令和4年度）	対象資源の令和4年度総漁獲量5.0万トンに対し、協定参加者による漁獲量は536.4トンであり、約1%を占める。 出展：令和5年度国際漁業資源の現況							
資源管理の 目標と取組 内容	資源管理の目標	中西部太平洋まぐろ類委員会での合意等に従い、現状の資源水準の値とする						
	取組内容	・航海日数に対する在港の休業日数の割合を4%以上とする。						
	その他の管理措置							
履行の状況 ○:全参加者履行 ×:上記以外		単位	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	備考
	履行状況	-	○	○	取組中			
	参加隻数	隻	163	163	164			
	取組内容		4%以上	4%以上	4%以上			
	取組実績		8%以上	10%以上	取組中			
資源状況	産卵親魚量（SSB）は約6.2万トンから9.6万トン付近を変動し、1999年にピークを示した後、2008年まで減少し、その後は横ばいで推移した。2021年の産卵親魚量は約7.0万トンと推定され、漁業が無いと仮定した場合の産卵親魚量の54%であった。2つのシナリオ（漁獲圧（F）一定、過去のF変動）で実施した将来予測では、2031年までに限界管理基準値（漁業がないと仮定して推定した現在の産卵親魚量の14%）を下回る確率はそれぞれ約2.3%以下、1.9%以下であった。これらの結果を踏まえ、作業部会では現状（2018～2020年）の漁獲の強さはおそらく過剰ではなく、資源状態はおそらく乱獲ではないとした。 出展：令和5年度国際漁業資源の現況							
取組の評価	取組の効果があり継続する ・ 効果はあったが改良が必要である ・ 効果は認められず改良が必要である ・ 想定外の外部要因により効果は判定できない (外部要因を考慮した取組の改良が必要)							
評価内容	航海日数に対する4%の休漁の取組の目的は、航海日数に対して割合で休漁日を設けることでの漁獲圧抑制である。 現時点の資源評価は、"過剰漁獲ではなく、乱獲状態でもない"ことから、現材の取組の効果は一定程度あると判断。現在の取組を継続する。							
取組の 改良点等								

対象の資源名	びんなが（南西太平洋海域）（資源管理基本方針別紙3-13）									
対象資源の総漁獲量に対する 協定参加者の漁獲量の割合（令和4年度）	対象資源の令和4年度総漁獲量9.2万トンに対し、協定参加者による漁獲量は1,263.7トンであり、約1%を占める。 出展：令和5年度国際漁業資源の現況									
資源管理の 目標と取組 内容	資源管理の目標	中西部太平洋まぐろ類委員会での合意等に従い、暫定的に、漁獲がないと仮定した場合の親魚資源量の56パーセントの値とする。								
	取組内容	・航海日数に対する在港の休業日数の割合を4%以上とする。								
	その他の管理措置									
履行の状況 ○:全参加者履行 ×:上記以外	単位	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	備考			
	履行状況	-	○	○	取組中					
	参加隻数	隻	163	163	164					
	取組内容		4%以上	4%以上	4%以上					
	取組実績		8%以上	10%以上	取組中					
資源状況	漁業がないと仮定して推定した現在の資源量（SBF=0）の52%で、最大持続生産量（MSY）水準（10.4万トン）及び限界管理基準値（20%SBF=0）を上回り、乱獲状態ではないとされ、高位と判断される。親魚の漁獲係数（F）は、1990年頃に急増し、最近年は最も高い値となった。しかし、現状のF2016-2019のFMSYに対する比率は0.24と推定され、過剰漁獲ではないとされた。漁業別では亜熱帯域における近年のはえ縄による漁獲が本資源へ大きく影響しているとされた。 出展：令和5年度国際漁業資源の現況									
取組の評価	取組の効果があり継続する ・ 効果はあったが改良が必要である ・ 効果は認められず改良が必要である ・ 想定外の外部要因により効果は判定できない (外部要因を考慮した取組の改良が必要)									
評価内容	航海日数に対する4%の休漁の取組の目的は、航海日数に対して割合で休漁日を設けることでの漁獲圧抑制である。 現時点の資源評価は、"過剰漁獲ではなく、乱獲状態でもない"ことから、現材の取組の効果は一定程度あると判断。現在の取組を継続する。									
取組の 改良点等										

対象の資源名	びんなが（北東太平洋海域）（資源管理基本方針別紙3-14）									
対象資源の総漁獲量に対する 協定参加者の漁獲量の割合（令和4年度）	対象資源の令和4年度総漁獲量5.0万トンに対し、協定参加者による漁獲量は0トンである。 出展：令和5年度国際漁業資源の現況									
資源管理の 目標と取組 内容	資源管理の目標	全米熱帯まぐろ類委員会での合意等に従い、資源の長期的な持続可能性を確保できる資源水準の値とする。								
	取組内容	・航海日数に対する在港の休業日数の割合を4%以上とする。								
	その他の管理措置									
履行の状況 ○:全参加者履行 ×:上記以外	単位	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	備考			
	履行状況	-	○	○	取組中					
	参加隻数	隻	163	163	164					
	取組内容		4%以上	4%以上	4%以上					
	取組実績		8%以上	10%以上	取組中					
資源状況	産卵親魚量（SSB）は約6.2万トンから9.6万トン付近を変動し、1999年にピークを示した後、2008年まで減少し、その後は横ばいで推移した。2021年の産卵親魚量は約7.0万トンと推定され、漁業が無いと仮定した場合の産卵親魚量の54%であった。2つのシナリオ（漁獲圧（F）一定、過去のF変動）で実施した将来予測では、2031年までに限界管理基準値（漁業がないと仮定して推定した現在の産卵親魚量の14%）を下回る確率はそれぞれ約2.3%以下、1.9%以下であった。これらの結果を踏まえ、作業部会では現状（2018～2020年）の漁獲の強さはおそらく過剰ではなく、資源状態はおそらく乱獲ではないとした。 出展：令和5年度国際漁業資源の現況									
取組の評価	取組の効果があり継続する ・ 効果はあったが改良が必要である ・ 効果は認められず改良が必要である ・ 想定外の外部要因により効果は判定できない (外部要因を考慮した取組の改良が必要)									
評価内容	航海日数に対する4%の休漁の取組の目的は、航海日数に対して割合で休漁日を設けることでの漁獲圧抑制である。 現時点の資源評価は、"過剰漁獲ではなく、乱獲状態でもない"ことから、現材の取組の効果は一定程度あると判断。現在の取組を継続する。									
取組の 改良点等										

対象の資源名	めかじき（インド洋協定海域）（資源管理基本方針別紙3-15）									
対象資源の総漁獲量に対する 協定参加者の漁獲量の割合（令和4年度）	対象資源の令和4年度総漁獲量2.3万トンに対し、協定参加者による漁獲量は408.7トンであり、約2%を占める。 出展：令和5年度国際漁業資源の現況									
資源管理の 目標と取組 内容	資源管理の目標	インド洋まぐろ類委員会での合意等に従い、暫定的に、最大持続生産量を達成するために必要な親魚資源水準の値とする。								
	取組内容	・航海日数に対する在港の休業日数の割合を4%以上とする。								
	その他の管理措置									
履行の状況 ○:全参加者履行 ×:上記以外	単位	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	備考			
	履行状況	-	○	○	取組中					
	参加隻数	隻	163	163	164					
	取組内容		4%以上	4%以上	4%以上					
	取組実績		8%以上	10%以上	取組中					
資源状況	資源状態は乱獲状態でもなく（SB2021 / SBMSY = 1.39）、過剰漁獲状態でもなかった（F2021 / FMSY = 0.60）。2021年の漁獲量（23,237トン）はMSY（29,856トン）を下回った。 出展：令和5年度国際漁業資源の現況									
取組の評価	取組の効果があり継続する ・ 効果はあったが改良が必要である ・ 効果は認められず改良が必要である ・ 想定外の外部要因により効果は判定できない (外部要因を考慮した取組の改良が必要)									
評価内容	航海日数に対する4%の休漁の取組の目的は、航海日数に対して割合で休漁日を設けることでの漁獲圧抑制である。 現時点の資源評価は、"過剰漁獲ではなく、乱獲状態でもない"ことから、現材の取組の効果は一定程度あると判断。現在の取組を継続する。									
取組の 改良点等										

対象の資源名	めかじき（北西太平洋海域）（資源管理基本方針別紙3-16）									
対象資源の総漁獲量に対する 協定参加者の漁獲量の割合（令和4年度）	対象資源の令和4年度総漁獲量6,660トンに対し、協定参加者による漁獲量は1,090.7トンであり、約16%を占める。 出展：令和5年度国際漁業資源の現況									
資源管理の 目標と取組 内容	資源管理の目標	中西部太平洋まぐろ類委員会での合意等に従い、最大持続生産量を達成するために必要な資源水準の値とする。								
	取組内容	・航海日数に対する在港の休業日数の割合を4%以上とする。								
	その他の管理措置									
履行の状況 ○:全参加者履行 ×:上記以外	単位	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	備考			
	履行状況	-	○	○	取組中					
	参加隻数	隻	163	163	164					
	取組内容		4%以上	4%以上	4%以上					
	取組実績		8%以上	10%以上	取組中					
資源状況	現在の雌の産卵親魚量（SSB）は35,778トンで最大持続生産量（MSY）実現するSSB（SSBMSY、16,388トン）を上回り、乱獲状態なく、漁獲死亡係数（F）はMSYを実現するF（FMSY）を下回っており、過剰漁獲状態ないとされた。 出展：令和5年度国際漁業資源の現況									
取組の評価	取組の効果があり継続する ・ 効果はあったが改良が必要である ・ 効果は認められず改良が必要である ・ 想定外の外部要因により効果は判定できない (外部要因を考慮した取組の改良が必要)									
評価内容	航海日数に対する4%の休漁の取組の目的は、航海日数に対して割合で休漁日を設けることでの漁獲圧抑制である。 現時点の資源評価は、"過剰漁獲ではなく、乱獲状態でもない"ことから、現材の取組の効果は一定程度あると判断。現在の取組を継続する。									
取組の 改良点等										

対象の資源名	よしきりざめ（北西太平洋海域）（資源管理基本方針別紙3-21）							
対象資源の総漁獲量に対する 協定参加者の漁獲量の割合（令和4年度）	対象資源の令和4年度総漁獲量20,992トンに対し、協定参加者による漁獲量は4,768.3トンであり、約23%を占める。 出展：令和5年度国際漁業資源の現況							
資源管理の 目標と取組 内容	資源管理の目標	中西部太平洋まぐろ類委員会での合意等に従い、資源の長期的な保存と持続的な利用を確保できる資源水準の値とする。						
	取組内容	・航海日数に対する在港の休業日数の割合を4%以上とする。						
	その他の管理措置							
履行の状況 ○:全参加者履行 ×:上記以外	単位	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	備考	
	履行状況	-	○	○	取組中			
	参加隻数	隻	163	163	164			
	取組内容		4%以上	4%以上	4%以上			
資源状況	取組実績		8%以上	10%以上	取組中			
	2020年の雌のSSBの中央値は、SSBMSYの1.170（80%信頼区間：0.570～1.776）となり、63.5%の確率で現在の資源は乱獲状態にないことが示された。近年（2017～2019年）のF（中央値）は、FMSYより低く（F/FMSYの中央値は0.445、80%信頼区間：0.236～1.011）、91.9%の確率で過剰漁獲が行われていないことが示された。資源評価の結論として、MSYを管理基準値とすると、現在の資源状態は、乱獲状態でもなく過剰漁獲も行われていない確率は61.9%であることが示された。 出展：令和5年度国際漁業資源の現況							
	取組の評価	取組の効果があり継続する ・ 効果はあったが改良が必要である ・ 効果は認められず改良が必要である ・ 想定外の外部要因により効果は判定できない (外部要因を考慮した取組の改良が必要)						
	評価内容	航海日数に対する4%の休漁の取組の目的は、航海日数に対して割合で休漁日を設けることでの漁獲圧抑制である。 現時点の資源評価は、"過剰漁獲ではなく、乱獲状態でもない"ことから、現材の取組の効果は一定程度あると判断。現在の取組を継続する。						
取組の改良点等								

＜資源管理協定全体の協定参加者による検証及び改良点等＞

判定	取組の効果があり継続する ・ 効果はあったが改良が必要である ・ 効果は認められず改良が必要である ・ 想定外の外部要因により効果は判定できない (外部要因を考慮した取組の改良が必要)
検証内容	漁獲量管理及び在港休漁とともに効果はあったと考える。

※以下、該当する場合に作成

＜資源管理協議会等における検証を受けての対応＞

記載年月日：2025年8月19日

対応	漁獲超過を生じた特定水産資源3種については、いずれも、故意によるものでなく、失念・不注意・判別ミスに起因するものであるが、当然ながら、こうした漁獲管理に影響を与える類のミスは可能な限り減らすよう取り組むべきであり、立会人である中央団体とも連携・協議しつつ、協定参加漁業者の意識を高めることを始めとする教育・啓発に取り組んで参りたい。また、協定参加者から漁獲成績報告書等を提出してもらい、取組内容と実績の比較ができるよう改善する。
----	--

資源管理協定の中間時検証結果

検証年月日：2025年6月16日

上記について、資源管理協議会等における検証結果は以下のとおり。

判定	「取組の効果があつたが、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が必要である」
検証内容	<p>協定が対象とする特定水産資源13資源のうち10資源について、大臣管理漁獲可能量を超えないよう漁獲量の管理が行われており、取組の効果があると認められるから、「取組の効果があり継続する」と判定するものの、13資源のうち3資源については、大臣管理漁獲可能量を超えないよう漁獲量の管理が行われていなかった管理年度があった（ただし、いずれも超過分については翌管理年度以降の大蔵漁獲可能量から差し引かれている）ことから、「効果が認められず、取組内容の改良が必要である」と判定する。このため、特定水産資源全体として「取組の効果があつたが、一部の資源について、取組内容の改良が必要である」と判定する。</p> <p>協定が対象とする全ての特定水産資源以外の水産資源について、資源管理の目標を達成している又は資源は乱獲されている状態ではなく漁獲圧力も過大ではないことから、資源管理の目標の達成が見込めるため、取組の効果があると認められる。しかしながら、取組内容（航海日数に対する在港の休業日数の割合を4%以上）に対し、履行確認を必要とされている以上のものは必ずしも集計がなされていないため、取組内容と取組実績の比較ができるよう改良が望ましいと認められる（資源管理の目標については地域漁業管理機関の合意に基づいており、継続が妥当と認められる）。このため、「取組の効果があつたが、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が望ましい」と判定し、特定水産資源以外の水産資源全体として「取組の効果があつたが、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が望ましい」と判定する。</p> <p>以上から、協定全体として「取組の効果があつたが、一部の資源について、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が必要である」と判定する。</p> <p>＜改良又は変更の方向性等＞</p> <p>大臣管理漁獲可能量を超えないよう漁獲量の管理が行われていなかった管理年度があった対象資源について、大臣漁獲可能量を超えないよう、引き続き、協定参加者への資源管理協定の取組内容の周知徹底を含め、再発防止策を講じることを求める。</p> <p>また、取組内容と実績の比較ができるよう改良を提案する。</p>